

法学府カリキュラムポリシー

法学府の学生は、一方的に知識を教授される立場ではなく、研究主体としての自律性を育むことが期待されています。そこで（１）修士課程においては、研究主体としての基礎を形成するために体系的かつ包括的な講義を提供しますが、同時に学生が自律的に自らの研究計画に沿って履修できるよう配慮します。また（２）博士後期課程においては、すでに一定の自律的な研究能力を獲得しているということを前提に、双方向的な講義を通して、自らの研究に資するかたちで講義に参加できるようにするため、学生の選択を最大限尊重して履修できるよう配慮します。

したがって修士課程においては、体系的・包括的な科目群を、基本的な研究技能の向上という目的も視野に入れつつ配置します。他方、博士後期課程においては、自律的な研究主体としての学生が、教員との討論など相互的な方法を通じ、特定の専門的な課題について深めることができる科目群を配置します。